平成２５年（フ）第１７５４号
東京都江東区木場５丁目１－５－207
債務者　新里富貴子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７５７号
東京都葛飾区新小岩４丁目45－４　第３アパート
債務者　小野寺　聡
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７５８号
東京都板橋区若木１丁目25－11
債務者　藤田　静子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７６１号
東京都練馬区富士見台３丁目28－９－201
債務者　金井ちか子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７６７号
東京都練馬区関町南１丁目９－13－205
債務者　濱野　浩子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７６８号
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑225－14
債務者　進藤　由吏
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７６９号
神奈川県相模原市中央区星が丘４－８－６　セイユーＡ102、住民票上の住所神奈川県藤沢市本鵠沼３丁目12－29～306
債務者　千原　一聡
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７７１号
東京都足立区六町２丁目４－19－202
債務者　砂川　寛文
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７７４号
千葉県八千代市萱田町530－４　ＣＡＳＡ・ＤＥ・ＬＡＬＵＮＡⅢ－１Ｂ
債務者　田中　広美
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７７５号
東京都大田区池上３丁目40－26－202
債務者　北川　直子（旧姓小菅）
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７７６号
東京都葛飾区西亀有２丁目16－11－402
債務者　黒沢美津江（旧姓竹川）
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７７７号
東京都練馬区豊玉中３丁目23－22－203
債務者　山口　憲一
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７７９号
東京都板橋区高島平２丁目28－４－1011
債務者　今野　眞龍
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７８０号
東京都中野区白鷺２丁目50－19－1934
債務者　山本百合子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７８５号
東京都大田区西糀谷１丁目７－２－302
債務者　田中　智美
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７９０号
東京都三鷹市下連雀３丁目12－１－201
債務者　太田　久美（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部